

# 保育所増設を目指して<sup>1</sup>

—民間企業の認可保育所参入促進に向けて—

同志社大学 伊多波良雄研究室 労働

北原絵理 久保仁司 中村豪志

長友未咲 望月浩司

2008年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、伊多波良雄教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

近年、女性の社会進出に伴い、子育てに対する考え方が大きく変化している。以前の「子育ては家庭で行う」という考え方から、近年では「保育所をうまく利用することで働きながら子育てをする」という考え方が主流になってきている。この考え方の変化は、保育需要を拡大させ、供給不足をもたらし、延いては保育所に入りたくても入れない、いわゆる「待機児童」をも発生させた。「待機児童」とは、認可保育所への入所希望がありながら、保育所不足により入所できていない児童のことを言い、特に都市部の低年齢児において問題視されている。

保育所は大きくは認可保育所、認可外保育所、準認可保育所に分けられる。また、認可保育所は運営主体によって、公立認可保育所と私立認可保育所に区別される。先行研究においては、この二つの費用構造、保育サービスの質についての比較分析がなされ、どちらにおいても私立認可保育所の優位性が示されている。本稿ではその結果を踏まえて、民営化保育所の普及促進という点に着目したい。

民営化のパターンは大きく二つに分類される。保育所の建物・設備は自治体を用意して、保育所を民間に暫時委託する「公設民営」と、土地を無償貸与し、建物・備品を有償譲渡して完全に私立認可園となる「民設民営」である。2000年には、小泉構造改革路線の一環として、株式会社が保育所を運営できるよう規制緩和がなされ、保育所の民営化は議論の争点にもなっている。しかし、株式会社が運営する認可保育所は、公設民営園を含めてもわずかに71園にとどまっており、その数は非常に少なく、全体の0.3%を占めるに過ぎない。これには、民営化によって保育サービスの質が低下することを懸念し、民営化の促進に多くの利用者が反対しているという理由が挙げられる。加えて先行研究を分析した結果から、制度上の問題として「営利法人に対する利益分配制約」「初期建設費や改修費の補助金が出ない」、環境面の問題として「既得権益を得ている社会福祉法人の反対」等の様々な「参入障壁」が大きく影響していることがわかった。そもそも2000年に行われた規制緩和というのは、介護・保育サービスの量的拡大を目的としているのであるが、この参入障壁の存在が株式会社の新規参入を妨げ、保育サービスの量的拡大を抑制しているのである。

本稿ではこれを問題意識に掲げ、株式会社が容易に認可保育所運営に参入することを狙いとしたい。その分析として、現在認可保育所を運営している株式会社に独自のアンケート調査を行い、回答結果から実際に運営している側にしか分からない問題を把握し、参入障壁撤廃に必要な条件を探った。本稿のオリジナリティーとしては、先行研究では明らかにできなかった「企業が認可保育所運営に参入するために望む施策」を明らかにしたことである。そこから得られた結果をもとに、私たちは株式会社が認可保育所運営事業に参入するための制度面・環境面における条件整備の必要性を見出した。そこで、制度面では株式会社が参入障壁として特に問題視しているという実態を踏まえ、①補助金は正と②利益分配制約緩和の政策を提言する。そして環境面では、③株式会社保育所に関するガイド創設を提言する。これは、株式会社の保育所運営に対する利用者の理解を得るためのものである。情報の少なさから生じる利用者の誤解は依然として存在し、それが参入を阻む一因であることから、株式会社保育所に関する情報提供の場は必要であろう。

以上のような提言より、株式会社が運営する認可保育所が増えることで、全体的にも保育所数が増加すると考える。

## 目次 はじめに

### 第1章 現状・問題意識

- 第1節 待機児童の現状
- 第2節 女性労働意識
- 第3節 仕事と子育ての両立支援策
  - 第1項 育児休業制度
  - 第2項 企業独自の支援策

### 第2章 保育所の現状

- 第1節 認証保育園と課題
- 第2節 保育所の費用構造
- 第3節 保育サービスの質

### 第3章 保育所の民営化

- 第1節 保育所民営化の促進
- 第2節 民間企業の参入状況
- 第3節 参入企業の概要
- 第4節 保育所民営化に関する是非
- 第5節 世間の民間保育所に関する是非
- 第6節 問題意識

### 第4章 分析

- 第1節 民営化を困難とする障壁の分析
  - 第1項 制度の障壁
  - 第2項 既得権益を得ている社会福祉法人の反対
  - 第3項 民間の保育所
  - 第4項 参入に必要な条件・改善策
- 第2節 参入企業に対するアンケート調査
  - 第1項 アンケート調査の内容及び結果
  - 第2項 アンケート調査結果のまとめ
- 第3節 保育所訪問調査

### 第5章 政策提言

- 第1節 社会福祉法人との補助金格差の是正
- 第2節 利益分配制約の緩和
- 第3節 保育所運営状況を知らせるガイド創設

- 補足資料
- 1. 先行研究のアンケート結果
  - 2. 独自のアンケート結果

### 参考文献・データ出典

## はじめに

近年、様々な社会構造や社会環境の変化によって女性労働に対する需要が高まっており、女性の社会進出に伴って子育てのあり方に大きな変化が起こっている。そのような中、女性の仕事と子育ての両立を支援する制度や仕組みの整備が即急に進められている。そして、働く女性が増えたことで、世間の人々が持つ子育ての考え方は、「保育所を上手く利用することで子育ての負担を少しでも減らしたい」というものに変化しており、保育需要は増加している。

しかし、保育の需要拡大に対して、保育の供給不足が生じている。それが待機児童問題である。待機児童とは「保護者が入所を希望する保育所に入所することができない児童に該当する者」のことである。それによって子育てしながらも働きたい女性が思うように働けないという状況に陥ってしまっている。

私たちは、待機児童問題を解決し、女性の働きやすいような環境を作り出すために最も必要なことは保育所を数多く作り出すことであると考え、そこで活用したいのが公立保育所の民間への運営委託、とりわけ株式会社による認可保育所への参入に注目した。2000年、認可保育所の設置主体制約が撤廃され、株式会社による保育所の運営が認められた。しかし、社会福祉法人による参入が主なもので、株式会社の参入はあまり進んでいない。

株式会社による保育事業の参入が進まない理由は、いくつかの厳しい制約が存在しているからである。例えば、初期建設費用や減価償却による修繕費に対して、社会福祉法人には認められている補助金が株式会社には支給されないという点、株式会社には法人税や固定資産税等の税金がかかるが、「高い公益性がある」と認められた社会福祉法人には原則非課税となっている点、株式会社が保育事業運営であげた利益は、その保育所以外へは投資してはならないという利益分配に制約がついている点等が挙げられる。そこで、本稿では株式会社の認可保育所への参入を阻む真の理由を解き明かし、参入促進のための政策提言をすることを目的としている。

そこで、本稿ではまず、女性の社会進出の現状とそれを支援する政策の現状を述べた後、保育所制度の仕組みを説明し、現在の民間企業の保育事業への参入状況を説明する。また、民間保育所に対する是非や世間からの認識等も説明し、後半部においては、企業へのインタビュー調査の結果や実際に保育所運営に参入している株式会社への訪問調査から得た実際の現場の声、収集した客観的データを基に、株式会社の認可保育所への参入障壁について明らかにし、政策提言を行うことにする。

本稿の構成と内容は以下のとおりである。まず、第1章において、待機児童の存在、女性労働の高まりによって生じた仕事と子育ての両立支援策等の詳しい現状を述べ、保育所の絶対数が足りていないという問題を提起する。第2章では、保育所の費用構造等を述べ保育所の現状を詳しく説明する。第3章では、主に民間保育所にスポットを当て、民間企業の参入状況や特徴、世間の民間保育所に対する認識等を通して、認可保育所では規制緩和により、民間企業が認可保育所に参入ができるようになったにもかかわらず、あまり参入が進んでいないことを問題とする。第4章では、先行研究と本稿のオリジナリティーである企業へのインタビュー調査の結果を示し、第5章で第4章を基に問題点を整理し、また保育所訪問で得

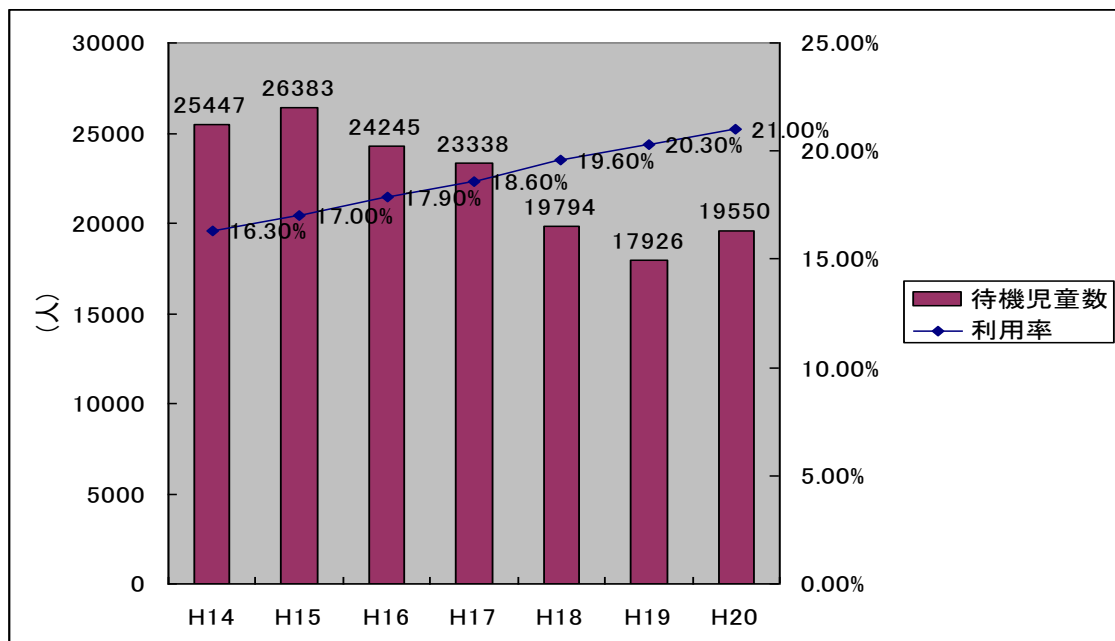
た現場の実際の声等をもとに政策提言を行う。「おわりに」では、本稿のまとめをすると共に、本稿の評価と今後の課題について述べる。

# 第1章 現状・問題意識

## 第1節 待機児童の現状

近年、女性の社会進出に伴い、子育てのあり方に大きな変化がみられる。働く女性が増えたことで、世間の人々が持つ子育ての考え方は、保育所を上手く利用することで子育ての負担を少しでも減らすというものに変化しており、保育需要は増加している。しかし、保育の需要拡大に対して、保育の供給不足が生じており、これが待機児童問題の原因となっている。2008年4月1日現在、認可保育所の数は2万2909箇所<sup>2</sup>であり、年々増加傾向にはあるものの、すべての利用者が望みどおりの保育サービスを楽しむことができているという現状がある。それが「待機児童」問題である。待機児童とは、「保育の実施の申し込みを行った保護者の当該申し込みに係る児童であって、保育の実施が行われていない者で、家庭的保育事業その他市区町村が必要と認めるものを利用している児童および、保護者が入所を希望する保育所以外の保育所に入所することができる児童に該当しない者」のことである<sup>3</sup>。

図 1-1 保育所待機児童数及び保育所利用率の推移



資料出典：厚生労働省「保育所などの状況などについて」により作成

<sup>2</sup>厚生労働省「保育所の状況等について」

<sup>3</sup>児童福祉法施行規則 40 条

図 1-1 から分かるように、2008 年 4 月 1 日現在、待機児童数は 1 万 9950 人にも上り、5 年ぶりに増加した<sup>4</sup>。

年齢別の内訳では、0～2 歳の低年齢児が 1 万 4864 人であり、全体の 76.0%と多くを占めている<sup>5</sup>。その理由として、1～2 歳児なら 6 人に 1 人、乳児ならば 3 人に 1 人の保育士を配置することが最低基準として定められており、その分人件費がかさんでしまうことが挙げられる。また地域別の内訳では、東京や大阪といった都市部における待機児童数が 1 万 5187 人で、全体の 77.7%を占めている<sup>6</sup>。

この状態を受け、厚生労働省は 2008 年 2 月 27 日に「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。そのなかで、今後 10 年で保育所等の受け入れ児童数を 100 万人増やすことを目標としている。受け入れ先は認可保育所に限らず、認可外保育所や幼稚園の預かり保育、認定こども園を対象にしている。認定こども園とは、幼稚園と保育所の良いところを生かしながら、その両方の役割を一体的に果たす施設である。厚生労働省はこのプランの具体的施策として、認定こども園に対する支援を挙げているが、「申請手続きが煩雑」、「運営上のメリットに乏しい」等の課題によって普及が進んでいない。財源の裏づけのないまま量の拡大を急ぐ厚生労働省のプランだけでは、待機児童解消への根本的な対策にはならないだろう。

待機児童問題の根底には保育所の供給不足があり、それによって子育てしながらも働きたい女性が思うように働けないという状況がある。この背景には、時代ともに女性の就業意識が高まり、育児休業制度、企業独自の両立支援策が整備されて、就業継続を望む女性が増加していることがある。

## 第2節 女性労働意識

本節では、女性労働の高まりについて、述べていく。

1947 年、児童福祉法が制定され、戦前から託児所のような形で存在していた保育所が、児童の福祉を図ることを目的とする児童福祉施設、つまり現在の保育所になった。それから高度経済成長期に入り、職種の拡大、社会参加意欲の高まり等に伴い、女性労働力に対する需要が増加していった。それに応じて保育の必要な乳幼児も急増し、「ポストの数ほど保育所を」というスローガンのもと、保育所の拡充が進められていった。このような女性労働を取り巻く社会情勢を受けて、1972 年に勤労婦人福祉法が施行され、働く女性の存在が社会的に認められた。そして高度経済成長が終わり、1973 年頃から合計特殊出生率が下がり始め、入所児童数、保育所数は共に減少を始めた。

その後も働く女性は増え続け、1985 年に女性の差別撤廃を目的に勤労婦人福祉法をもとに男女雇用機会均等法が制定された。近年では、女性の就業継続を支援するため育児休業制度が 1991 年に成立し、翌年施行された「育児休暇等に関する法律」が基本となり確立された。既存の出産休暇や企業の女性の職場の充実も広がっており、男女共同参画の意識は年々高まっている。

現在の女性労働力率を見ると、図 1-2 より昭和 60 年、平成 9 年、そして現在に至るまで年々増加しており、働く女性が増えていることがわかる。このように近年働く女性が増えたことの原因は、1990 年代の長期不況によって社会的・経済的な不安から共働き世帯が増えたことが一因として考えられる。また、少子高齢化が進んでいる現在、将来の労働力不足が懸

<sup>4</sup>厚生労働省「保育所の状況等について」

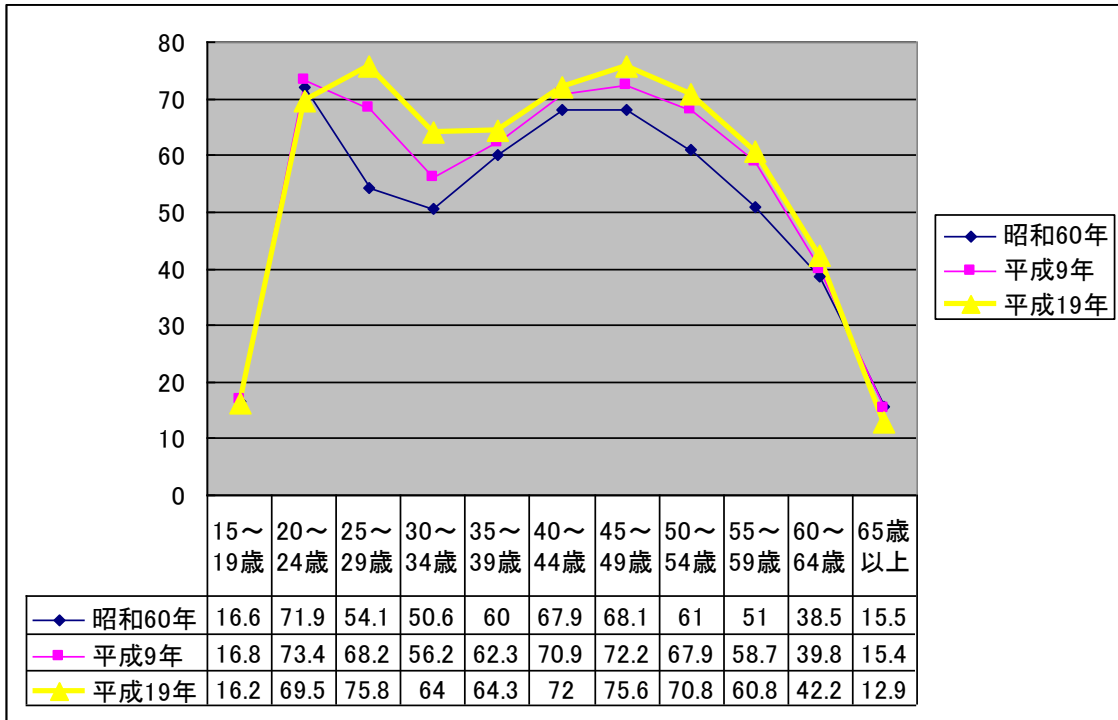
<sup>5</sup>厚生労働省「保育所の状況等について」

<sup>6</sup>同上



念されていることも、女性労働への期待・需要が女性労働者の増加を押し上げている要因となっている。

図 1-2 女性の年齢階級別労働力率



出典：厚生労働省「働く女性の実情」より作成

ここまで述べたように、現在女性の労働力に対する期待感が高まっており、女性自身の労働意欲も以前に比べ高いと考えられる。しかし、今後働く女性が増えていく中でも、その女性たちが子どもを産み、育てるという大切な権利・役割があるということを忘れてはならない。日本は女性の労働力率において、図 1-2 にも見られるような「M字カーブ」が存在する国である。働いている女性が結婚・出産をすると仕事を離れ、子育てに専念するため労働力率が下がる。次にその女性たちが、子育てが落ち着く頃にパート等の仕事を始め、労働力率が再び上昇する。そして、子どもが自立を始めると仕事をやめる結果、労働力率が再び下がる。以上のように、女性の労働力率の軌跡がM字をかくものが「M字カーブ」であり、日本独特の現象である。しかし、近年においては女性の考え方も変化しており、内閣府が行った女性の仕事に対する考え方の意識調査によると、2004年の調査において、「子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい」と考える「就職継続」派が、「一時中断・再就職」派の支持を上回った。このことから、女性は子育てをしつつ働きたいが、実際は子育てのために就業継続を断念しているという傾向がわかる。

## 第3節 仕事と子育ての両立支援策

第2節では、女性の就業継続の一因には育児休業制度、企業独自の支援策等が行われているからであると述べた。それを踏まえて本節では、育児休業制度の現状と現在取られている企業の支援策について説明する。

### 第1項 育児休業制度

育児休業制度とは、法律に基づき、労働者が育児のために休業を取得することができる制度のことである。下表は日本における育児休業法が施行されてからの沿革である。

表 1-1 育児休業制度の整備状況

年	事項
1992	育児休業法施行（常用 30 人以上の事業所対象）
1995	全事業所に適用、育児・介護休業法へ 育児休業給付の開始へ
2000	休業期間中の月収に対する厚生年金保険料の事業者負担分も免除に
2001	休業期間中の月収に対する健康保険料事業者負担分も免除に 育児休業給付、休業前賃金の 25%→40%に引き上げ
2005	年金制度改正の実施 改正育児・介護休業法施行

育児休業制度が女性労働者雇用に与える影響の分析 より作成

1992 年の施行以降、時代と共に育児休業制度は拡充されてきたのがわかる。さらに 2003 年には次世代育成支援対策推進法が施行され、また、従業員数 301 人以上の事業所に育児休暇や時短勤務制度の拡充等を盛り込んだ「行動計画」の策定を義務付け、2005 年 4 月以降に実施することを求める等、関連法制度の整備に伴って環境は整いつつある。しかし、企業の規模によっては十分な処置をうけることができない上に実際に育児休業を取得するにあたって、期間中、休業前の所得のうち 6 割を逸失してしまう「所得ロス」、育児休業から復帰した後に、査定や昇進に悪影響が出るといふ「キャリアロス」、業務知識が進む中で、育児休暇を取得するのに躊躇してしまうことがあるのが現状である。

## 第2項 企業独自の支援策

育児休業制度意外にも、短時間社員制度が企業の女性の仕事と子育ての両立支援策として一般的である。これは働く時間はフルタイム社員より短い、仕事の質はフルタイム社員と同じで給与やボーナス、年金も働いた時間に比例して支払われ、昇進もフルタイム正社員と同等に扱われる。株式会社ベネッセコーポレーションでは、子が小学校に入学するまで利用できるものとなっている。このような企業の行う、仕事と子育ての両立支援策をより推進するため、厚生労働省は「均等・両立推進企業表彰」を実施している。これは、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することで、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的としたものである。この表彰は、平成11年度より実施してきた「均等推進企業表彰」と「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を平成19年度に統合したもので、公募により実施している。このような表彰制度には、①従業員の士気が高まる可能性②株価により影響を及ぼす可能性③求職者の間で評判がよくなる可能性④消費者の評価が高まる可能性がある、等のメリットがあるといわれており、企業にとっても、両立支援策を実施することが好ましくなる。

しかし、これらの支援策も導入が困難である業種も数多く存在する上、中小企業ではコストの制約から代替要員の確保は難しく、育児休業制度と同様に実施するのが厳しいのが現状である。

## 第4節 保育所の必要性

このように確実に育児休業制度、企業の支援策が整備されつつあるが、これらだけでは女性が働き続けることは難しい。企業支援策が行われているのは一部の大企業だけであるし、中小企業でこのような支援策を行うことは困難である。また育児休業制度についても、休める期間は出産後一年であることが大半で、育児休業期間が終わった後は、保育所に子どもを預け、就業継続しているのが現状である。

このような状況からも、働く女性が増えたことで、先ほど述べたように都市圏で保育所の数が不足し、待機児童が発生していることが伺える。そしてこの問題を解決するには、保育所の数を増やすことが重要である。

第2章では保育所の現状について考察することとする。

## 第2章 保育所の現状

第1章で述べたが、女性の就業率は上昇し、それに伴い日本の保育サービスは超過需要の状態にある。中でも多くの人々が利用している保育サービスとして「保育所」が挙げられる。ここで、保育所の定義を行う。保育所とは「保護者が仕事に従事している等の様々な理由により、家庭において十分な保育ができない児童を、その保護者に代わり保育することを目的とする児童福祉施設」のことである。保育所は厚生労働省が定めた児童福祉法に基づく児童福祉施設最低基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たしているか否かにより大きく認可保育所と認可外保育所、準認可保育所に分けられ、その中でも認可保育所は公立認可保育所、私立認可保育所の二つに分けられる。以下の表はそれぞれをまとめたものである。

表 2-1 各保育所の比較

	認可保育所	認可外保育所	準認可保育所
概要	児童福祉施設最低基準を満たし、都道府県知事の認可を受けて開設した保育所で公立私立に分かれる	児童福祉施設最低基準を満たしていないために、国や自治体から認可されていない保育所	児童福祉最低基準を満たしてはいないが、各自治体の定める基準を満たしている
運営の助成	国や自治体から財政補助	運営の助成は行われていない	都道府県や市区町村から運営の助成
保育所総数	22,909	6,694	6,111
利用者料金	世帯収入に応じて段階的に保育料が定められる	料金は一定	世帯収入に応じて段階的に保育料が定められる
特色	国の基準を満たしているため、施設、環境が充実している	夜間や休日保育等のサービス面で優れている	認可には劣るが、自治体の基準は満たしている

筆者作成

### 第1節 認証保育園について

認証保育所、認可外保育所、及び準認可保育所については説明したが、東京都では待機児童の解消を目的として、東京都独自の保育サービスである「認証保育所」という制度を始めた。国の定めた基準を満たして設置することができる認可保育所は大都市では設置すること

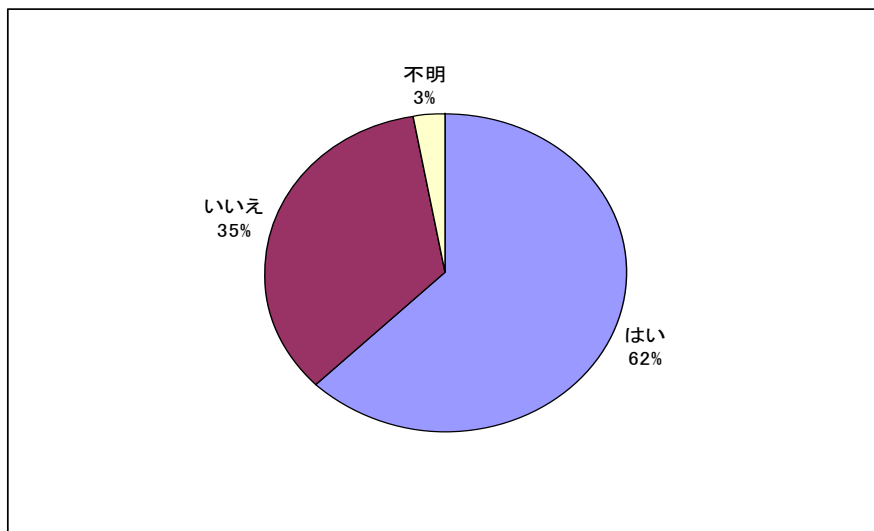
が困難であり、0歳児枠がない保育所もある等、女性就業者をはじめ、都民のニーズに必ずしも応えているとはいえない。そこで東京都は大都市の特性に着目した独自の基準(認証基準)を設定し、多様化するニーズに応えることのできる新しいタイプの保育所を設置した。これが認証保育所である。認証保育所の特色としては、全ての施設での0歳児の預かりを実施、13時間の開所を基本とする(認可保育所は13時間以上の開所が全体の5%)、利用者と保育所が直接利用契約することができる等が挙げられる。平成13年8月にスタートした東京都認証保育所は、株式会社をはじめNPO法人、学校法人等、多様な事業者が参入し、多様化するニーズに応じていったのが受け入れられ駅前設置を基本とするA型と小規模で家庭的なB型をあわせ、平成17年に300件を突破、平成20年には423件を突破した<sup>7</sup>。

ここまで説明したように、認証保育所は認可保育所よりも大都市での利用者のニーズに応じており、利便性に長けているのだが、保育の質に関しては保育所ごとに大きな差があるのが実情である。保育園を考える親の会が2005年1月に東京都に提出した「次世代育成支援東京都行動計画」に関するパブリック・コメント<sup>8</sup>の中では、「認証保育所に求められる改善」として、複数の認証保育園を見学・検証したスタッフによるコメントが掲載されている。

それによると「施設は綺麗で、親に便利なサービス(子どもを玄関で受け入れ、支度は園がする。オムツやシーツは園が処理、英語教室、造形教室あり)はそろっているが、保育内容を見ると遊びの展開が非常に貧弱で保育士のスキルが明らかに低い。保育士同士の声かけ等、チームワークを感じさせる雰囲気が全く感じられない。」という保育所もあれば、「普通の認可並。園長の経験、人柄、やる気が比較的高く、職員を引っ張る力を持っているようだった。子ども達が、視察に来た大人にしゃべりかけてくるというのも特徴的だった。(大人への基本的信頼関係の有無、保育園で安心して過ごしているか、という点でのチェックポイントになる。)」という保育所もあり、保育所ごとによる保育の「質」の大きなバラつきが見られる。

また、東京都福祉局が認証保育所の利用者に対し、認可保育所に入ることができるなら選ぶかどうかについてアンケート調査したところ、約63%が『はい(認可保育所を選ぶ)』と回答している。その理由として『保育料が安い』が約68%、『園庭がある』、『家に近い』が共に約42%となっている。

図 2-1 認可保育所へ入園を希望するかについてのアンケート結果

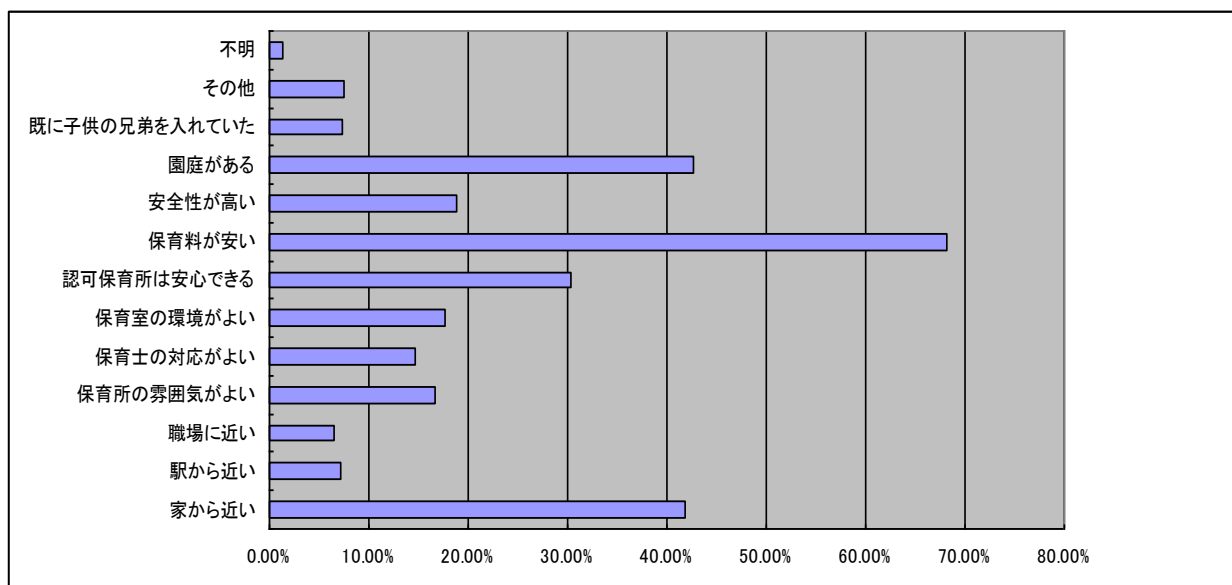


東京都の認証保育所制度について(内閣府) より作成

<sup>7</sup> 東京都福祉保健局 HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>

<sup>8</sup> 保育園を考える親の会 HP <http://www.eqg.org/oyanokai/index.html>

図 2-2 認可保育所を選ぶ理由



東京都の認証保育所制度について(内閣府) より作成

この結果からわかるように、やはり認可保育所の人気が根強いことがわかる。認可保育所では、世帯収入に応じて段階的に保育料が定められており、同一区市町村内では同額である。しかし認証保育所では、保育料は月に8万円以下(月220時間以下利用の場合)の範囲内で保育所が自由に設定し、収入による違いがないので、利用者にとって負担が大きいと感じるケースが多い。

それを踏まえて私たちは、保護者のニーズを考えて、準認可保育所でなく認可保育所を増やすべきであると私達は考える。

## 第2節 保育所の費用構造

認可保育所の運営費は、設置地域や定員、入所児童の年齢構成等をもとに保育所運営費交付基準に示されており、「保育所に入所した児童一人当たりの運営費の月額単価」である保育単価は、地域区分、定員規模、所長の設置・未設置、年齢等を組み合わせて積算されている。各保育所は、通常保育にかかった運営費を、保育単価による支弁額として国・都道府県・市町村の負担金と保護者による保育料で賄っている。これとは別に、長時間保育等の通常保育以外の特定事業に関する部分は各事業への国・都道府県および市町村補助金で賄う。また各市町村は、国基準より保護者保育料を減免している場合の徴収金差額や、保育士を基準数以上に雇用している場合の運営費差額を一般会計からの拠出金で補填している。

表 2-2 保育所の総運営費の内訳

総運営費							
保育単価による支弁額				国の補助金	都道府県補助金	市町村補助金	運営費差額
国庫負担金	都道府県負担金	市町村負担金	国基準の保育料 保護者保育料				
			徴収金差額				

出典：塩津（2006）より作成

これらの構造は、土地や定員等において同じ水準を持つ保育所があれば、保育士人数や保育士の給与によって総運営費が変化し、それに基づき補助金の額に違いが出ることに繋がる。保育所サービスは労働集約的なサービスであるため、保育所運営費のうち人件費が占める部分は約9割と大きく、このことから保育士人数、保育士給与が保育所運営費並びに地方財政に多大な影響を与えることは明らかである。

この点において、公立認可保育所と私立認可保育所の比較が有意になってくる。公立認可保育所の保育士は公務員であるため、私立認可保育所の保育士に比べて勤続年数も長く、国の福祉職俸給表を参照した手厚い手当が受けられる。加えて、基準数以上の保育士を雇っている保育所が多い。また清水谷・野口（2004）では、個々の保育所から提供された賃金やレンタルコストおよび保育の質に関するマイクロデータを用いて、首都圏でコブ・ダグラス型の保育サービスの費用関数を推定しているが、それにおいても公立は私立に比べて6～13%コスト高となることが報告されている。同様にトランス・ログ型でも7～13%のコスト高を指摘している。以上のことから、私立よりも公立の総運営費が多額にのぼることは明確である。

### 第3節 保育サービスの質

本節では、先行研究から、公立認可保育所、私立認可保育所、準認可保育所の保育サービスの効率性と質の比較を行う。

第2節では、運営費の約9割を占める人件費についての比較から、公立認可保育所にかかる費用が私立認可保育所の費用に比べて高くなることを示した。しかし、費用が高いこと自体を問題視するのではなく、その割高な費用が保育サービスの質にどのように反映されているかを問うべきである。つまり、高い費用がきちんとサービス内容や利用者の効用に活かされているのかが重要なのである。一方で、公立よりも低いコストで運営されている私立認可保育所のサービスの質にも注目していきたい。

公立・私立認可保育所、認可外保育所の質を比較分析した先行研究として、白石・鈴木（2002）がある。それによると、独自に行ったアンケート調査の結果を基に公立、社会福祉法人による運営が多数を占める私立認可、株式会社の参加が見られる準認可の3主体の保育サービスの質指標を試算し、その結果、私立認可の質が平均でみて一番高く、次いで公立、準認可の順であることが示された。また、①保育サービスの質と効率性は両立するのか、②3経営主体の違いにより効率性にも違いがあるのか、について確率フロンティア生産関数による推計を行っている。それによると、①質が高いほど効率性も高い（両者は両立する）、②平均値の単純比較によると、効率性は準認可、私立認可、公立という順に高くなっている、という結果が得られた。以上のことから、保育サービスの質や効率性に関して、いずれも公立より私立の方が優れていることが分かり、割高な運営費用を含め、公立認可保育所の非効率性は注目すべき問題点だと言える。

今まで保育所を増やす必要性を述べてきたが、近年自治体では財政危機に陥っている自治体も多く、公立保育所を増やすのは財政的にも負担が大きい。そこで私たちは私立認可保育所の拡充、特に株式会社の運営による私立認可保育所の拡大を目指すべきであると考え、株式会社の運営による私立認可保育所については第3章で述べることにする。



## 第3章 保育所の民営化

### 第1節 保育所民営化の促進

第2章で、白石・鈴木(2002)の分析により、私立認可保育所は公立認可保育所よりも質・効率性が高い、また準認可保育園も公立保育所には少し劣るもののそれほど差はないということは述べた。このような結果から、私たちは民営化保育所の普及、特に株式会社運営の認可保育所を促進するべきだと述べた。ここ最近の保育改革でも保育所の民営化は議論のひとつの争点となっている。株式会社が保育所を民営化できるよう法律が改正されたのは2000年であり、小泉構造改革路線の一環である。小泉構造改革は3つの柱を持っていた。第一の柱は規制緩和改革である。小泉内閣では郵政事業民営化を進めたが、保育所の民営化も「官から民へ」のひとつであった。次に2つ目の柱が市場創出策である。サービス経済化のいっそうの進展のもとでの新たな市場形成と雇用創出先として、介護・保育等の福祉保育事業が挙げられた。そして最後の柱が財政再建策である。保育所運営費の自治体上乗せ加算を削減することでリストラを進めようとする自治体が増えている。<sup>9</sup> 公立保育所の民営化はその典型的な例である。

表 3-1 補助金・助成金の拠出源

	種別	設置主体	補助金・助成金		
			国	都	区
認可保育所	公立保育所	自治体	○	○	○
	私立保育所 A	社会福祉法人	○	○	○
	私立保育所 B	企業・NPO法人	○	×	×

東京都保育園入所ガイドより作成

上表のように企業・NPO法人が運営する私立保育所では都・区から補助金が出ないことがわかる。よって、保育所の民営化の促進は自治体にとっても、財政運営費を削減することに有効である。

ここで保育所の民営化とは何かを述べる。民営化のパターンは大きく2つに分類でき、それは①公設民営化、②民設民営化である。まず①公設民営化とは、保育所の建物・設備は自治体が用意して、保育園を民間に暫時、委託することである。つまり、設置主体は公立のまま運営を民間の事業者に一定の期間託すことである。

<sup>9</sup> 垣内(2002) p87 参照



次に②民設民営化とは通常、土地を無償貸与し、建物・備品を有償譲渡して完全に私立認可園となる事を示す。現在は①の公設民営化の形で参入が進んでいる。日本では、これまで国鉄・電電公社・郵便局が民営化された際は組織の名称は変わるが、働く人の雇用は変わらず、働く人は基本的に変わらない。一方、公立保育所の民営化では保育士が基本的に全員変わるということは留意すべきだ。

2000年の規制緩和により株式会社が保育所を運営することが可能になった。しかし、実際はほとんど民間企業による参入は進んでいないのが現状である。

## 第2節 民間企業の参入状況

認可保育所の施設数は全国で22,848園である。<sup>10</sup>一方株式会社による認可保育所の運営数は公設民営園を含めても、わずか71園<sup>11</sup>にとどまっており、その数は非常に少ない。株式会社が運営する保育所の数は全体の0.3%ほどである。

なぜ株式会社の参入が認められたのにもかかわらず、これほどまでに少ないのか。先行研究の周・大石(2005)は「営利法人に対する利益分配制約と財産処分制約が併存する中では、営利法人が新規参入するインセンティブは極度に小さい」<sup>12</sup>と結論付けている。他の要因については次の章で触れることとする。

## 第3節 参入企業の概要

先ほど、参入企業は少ないと述べたが、ここで実際に認可保育所に携わっている企業を紹介する。参入企業としては、ベネッセスタイルケア・ピジョンハーツ・日本保育サービス・ニチイ学館・プロケア・ポピンズコーポレーション・ワイエムメンテナンス・日本デイケアセンター・コンビウイズ・こどもの森等がある。大手保育サービス事業者は、ピジョンハーツ、ポピンズコーポレーション、ベネッセスタイルケア、こどもの森、コンビウイズ等が挙げられる。大手の多くは、育児用品メーカーや幼児教育事業者の子会社であることが多く、保育サービスの専門はポピンズコーポレーション等少数派である。

表 3-2 認可保育所運営企業一覧

社名	認可園参入	親会社	事業内容
ベネッセスタイルケア	2001/4/1	ベネッセ	在宅介護・保育
ピジョンハーツ	1999/2/1	ピジョン	保育
日本保育サービス	2004/10/1	J Pホールディング	保育
コンビウイズ	2003/4/1	コンビ	保育・情報
ニチイ学館	2004/4/1		介護・医療・教育
プロケア	2004/4/1	東京リーガルマインド	保育
日本デイケア	2003/4/1		保育・在宅介護
こどもの森	2003/4/1		保育
ワイ・エム・メンテナンス	2004/4/1	山万	介護・保険・不動産

<sup>10</sup> 厚生労働省 保育所の状況 (H19,4/1)

<sup>11</sup> 井上 (2006) p25 参照

<sup>12</sup> 周・大石 (2005) p203 参照

ポピンズコーポレーション	2002/6/1	保育・介護
--------------	----------	-------

各企業HPより作成

上図の参入企業を見ると次のことがわかった。第一に、大半の企業が豊富な資金力を持ち、保育に関連のある大企業か、その子会社である。認可保育所の運営にあたっては豊富な資金力が必要なのではないかと考えることができる。第二に、表を見るとわかるように、参入している企業の多くは、保育事業とともに介護事業にも参入していることである。この理由として考えられるのが、まず施設設備等のハード面、人材等のソフト面で共通することが多いことである。介護施設ではハードとして、厨房・浴室・リネン室・医務室・トイレ・洗面設備・空調設備等があり、ソフトでは介護士・看護師・委託医師・調理師・栄養士等が挙げられるが、保育設備でもほぼ同様の施設が必要となるからノウハウが利用できると考えられる。次に、地域福祉へのつながりである。介護、保育は地域密着ビジネスであり、ある一定の狭いエリアの中で支持されることで経営が成立するという共通点も持っている。<sup>13</sup> これらの理由から保育と介護事業に参入していると考えられる。第三に、保育にも介護にも関係のない企業が参入している企業もあるということである。ワイ・エム・メンテナンスは不動産管理を主な事業としている。

井上(2006)の調査によると、ワイ・エム・メンテナンスは「運営を行っている地域のニーズに合わせ、施設管理から派生する形で、認可外施設を始め、その後認可に参入した。」<sup>14</sup>とある。また、参入している企業の大半が、認可保育所以外にも準認可保育所・認可外保育所を運営しているのは特筆すべきである。今後はこれらの企業は認可保育所より規制の少ない認可外保育所の運営で、ノウハウをつんだ企業が認可保育所に参入してくることが期待される。

## 第4節 保育所民営化に対する是非

公立保育所に比べて、効率性・質ともに高いとされる私立保育所だが、民営化に反対する意見も多い。垣内(2002)は、民営化保育所に勤める保育士の勤続継続年数、賃金の低さに触れ、「高品質で低コスト」の保育の実現を疑問視している。保育の労働のあり方としては、保育が地域・家族に与える影響を考慮して、仕事に取り組むミッション性(使命感)とプロフェッショナルにふさわしい研究の自由と時代に即した高度な専門性が必要としている。そして、保育士が満たすべきこの二つの基礎要件を達成するには高い賃金構造と安定した雇用が必要としており、それが民営化された保育所では実現困難であり、地域における信頼が破壊されると結論付けている。また加藤(2002)は、保育の市場化・営利化を危惧し、保育に「競争原理」と「効率性」を求めることは適切でないとしている。東京都の認証保育制度についても民間の参入を促進することで、「都の保育に対する責任を放棄し、子どもの健やかに過ごす権利を踏みにじっている」<sup>15</sup>と批判している。

これらの民営化に対する反対意見に共通することは、「コスト削減」や「営利主義」を追求することで、保育の質が維持できない、児童にとって悪影響であるという意見が多い。しかし、委託を受けた保育所が質の悪いサービスを提供しつづけていると、市場から退出させられることも起こりうるし、企業のイメージ悪化にもつながるので、質の高い保育サービスを提供し続けると考えることもできるはずである。また先ほども示したように、塩津(2006)

<sup>13</sup> 中村(2002)p225~226 参照

<sup>14</sup> 井上(2006) p27 参照

<sup>15</sup> 加藤(2002) p109 参照

や白石・鈴木(2002)の実証分析により、民営化により、質が低下する心配はなく、むしろ公立保育所よりも私立保育所は質が高いという結果が出ている。

確かに、ベテランの保育士がいなくなり、保育士の入れ替えはやむを得ないが、保護者がベテラン保育士の必要性を訴えることも可能であり、民営化のデメリットを回避する手段は多くある。垣内(2002)は、民営化保育所では、保育士がミッション性と専門性を持って働けるかを疑問視していた。ベネッセスタイルケアを例とすると、ベネッセの保育方針のひとつとして「保育者の力」を挙げ、保育士には近隣の園と合同で研修を実施するほか、年に一度ベネッセの保育士が集まり、全体研修として保育実践の発表や事例を共有する場を設けている<sup>16</sup>。このように、民営化保育所では、保育士の質向上の努力がなされており、質が低いと簡単に結論付けるのは大きな間違いである。

次に、民営化することの利点を挙げていく。まず一つ目は、コスト削減である。公立保育所は民間保育所に比べて運営コストがかかることから、この差を解消できなければ、安い費用で運営できる民間に運営を任せるのは自然なことである。周・大石(2005)でも「公私間の賃金格差を解消するためには、公立保育所の民営化が促進されるべきだ」<sup>17</sup>としている。二つ目に、民営化によって株式会社が参入してくることにより、現在の公立・社会福祉法人以外に経営主体が増えることで、サービス供給の幅が広がり、保育サービスの需要者にとっても選択の幅が広がることである。三つ目に、保育所どうしが競い合うことで、保育の質が向上するのではないかとということだ。このように民営化することの利点も数多く存在することを忘れてはならない。

## 第5節 世間の民間保育所に対する認識

民営化について、保育サービスの利用者である保護者の意見は否定的である。主な反対理由としては、民営化に伴う保育士の入れ替え、コスト削減のためのベテラン保育士の排除等が児童に与える悪影響が挙げられる。保護者にとって子育て経験の豊富な保育士ほど相談しやすいのは確かであり、民営化が保育の質の低下を招くことを心配している保護者が多いようである。これは、保護者にとって私立認可保育所の評価すべき効率性に関する情報が少ないことと、それが故に「民営化」と聞くとすぐに「コスト削減」や「営利主義」といった考えに結びつけることが一因に挙げられるであろう。このように、私立のサービスの質と効率性に関して、事実と反して世間の理解はまだまだ得られていない。

## 第6節 問題意識

近年、私立保育所の設立が増えている。私立保育所が公立保育所の数を上回ったというデータも新聞で発表された。<sup>18</sup>このように私立保育所は、公立保育所の民営化等により急激に増えている。しかし、株式会社が認可保育所運営に参入できるように2000年に規制緩和されたにも関わらず、参入企業が増えていないのが現状である。一方、東京都実施の認証保育園では多くの民間企業の参入が進んでいる。このように認可保育所事業への株式会社の参入が進んでいないことを問題意識とする。規制緩和されたにも関わらず参入が進んでいない背景には、何か企業が参入しにくい障壁があるのではないかと予想し、その障壁を取り去り、

<sup>16</sup> ベネッセヘルスケアHPより [http://www2.benesse-style-care.co.jp/bcc/child\\_care/index.html](http://www2.benesse-style-care.co.jp/bcc/child_care/index.html)

<sup>17</sup> 周・大石(2005) p203 参照

<sup>18</sup> 2008年11月3日の日本経済新聞より

企業が認可保育所に参入することで、保育所の供給が増加すると考え、障壁の詳細について分析を行う。

第4章ではアンケート調査を元に、参入を阻む要因を分析する。

## 第4章 分析

### 第1節 民営化を困難とする障壁の分析

#### 第1項 制度の障壁

保育所運営における株式会社の参入に関する研究について、代表的なものに、周・大石(2005)がある。この先行研究では、株式会社による認可保育所参入が少ない理由を「特に営利法人に対する利益分配制約と財産処分制約が併存する中では、営利法人が新規参入するインセンティブは極度に小さい」<sup>19</sup>と述べている。また前田(2002a)では、「運営費の使用制限があることや、開設の際の施設整備費に補助が出ないことがネックになっている」<sup>20</sup>と述べている。これらは主に私立認可保育所運営に関するものである。

さらに、先行研究である井上(2006)では、既に認可保育所事業参入を果たしている株式会社に対しインタビュー調査を行っている。インタビュー内容については、後述の補足資料を参照されたい。この調査を元に参入が進んでいない原因を分析する。

この調査による結果からも、最も多くの企業5社から、従来から指摘されている利益分配制約や、初期建設費用、改修費の補助金が出ないこと等の株式会社に対する厳しい規制が問題であるとの回答を得ている。以下制度上の参入障壁について具体的に述べていく。

まず利益分配制約とは、営利企業の場合、国や自治体から受け取る保育所運営費および、運営の結果生じる剰余金に用途制限が存在することである。

次に補助金に関する規制について触れると、主に2種類に分類できる。一つ目は建設費用である。新たに私立認可保育所を建てる場合、初期建設費用が発生する。その際には、公立保育所と社会福祉法人には国と自治体を合わせて4分の3の補助金が出るが、株式会社に対して補助金はない。二つ目は、減価償却に伴う改修費である。保育所施設の老朽化により改修する際にも、株式会社が運営主体である保育所には補助金が出ないことになっている。

その他には、会計制度上の問題が考えられる。財務諸表は、社会福祉法人が保育所1園を運営することが多いことを前提として作成義務が課せられているが、企業にも1園ごとの作成義務が求められる。これは複数園運営する企業にとって煩雑な作業である。また、企業は利益に対して税金がかかるが、社会福祉法人は原則非課税である。以上のことだけでも、企業参入の障壁大きく、参入のメリットは少ないことがわかり、また営利法人が新規参入するインセンティブは極めて小さいと考えられる。

<sup>19</sup> 引用部分は周・大石(2005)のp205を参照

<sup>20</sup> 引用部分は前田(2002a)のp107を参照

## 第2項 既得権を得ている社会福祉法人の反対

井上(2006)は企業参入を阻む原因として、第1項で既述したものに加え、既得権益を守ろうとする社会福祉法人による反発がとても大きいことを新たに明らかにした。私立の認可保育所の運営主体は、2000年の規制緩和まで社会福祉法人以外は認められなかった経緯もあり、私立認可保育所のほとんどを社会福祉法人立が占めているのが現状である。反発が大きい理由として社会福祉法人は、これまで安穩としていたところに新たに経営力が高く、資金力のある株式会社が参入してきたことによって、既得権益を脅かされるという強い危機感と抵抗感を感じているためであると考えられる。

## 第3項 民間の認証保育所

上述したように認可保育所参入には多くの障壁があるため、実際にも企業が認可保育所を運営している例は非常に少ない。2005年度末時点で株式会社による認可保育所の運営数は公設民営を含めても、わずか71件にとどまっている。しかし一方で、認証保育所における企業参入数は2008年2月時点で200社以上に上る。ではなぜ認証保育所では参入が進んでいるのか。東京都では東京の特性に着目した独自の基準を設定し、多くの企業の参入を促し事業者間の競争を促進することにより、多様化する保育ニーズに応えるため、新しい方式の保育所、認証保育所制度を創設した。東京都独自の基準としては、例えば基準面積は認可保育所の場合0歳児・1歳児の一人当たりの基準面積が3.3㎡必要である一方、認証保育所では弾力基準として0歳児・1歳児の一人当たり基準面積が2.5㎡まで緩和されている。また改修費についても、認証保育所ではA型のうち駅の改札口から徒歩5分以内のものについて、改修経費を補助される。このように国の基準より緩和された東京都独自の基準が、企業の参入を促していると考えられる。言い換えれば、国が定めた認可保育所の基準が企業の参入障壁となっているとも言える。

図 5-1 認可保育所と認証保育所の比較<sup>21</sup>

	認可保育所	認証保育所
定員・対象年齢	認可保育所の定員は20人以上。	認証保育所 A 型は駅前に設置することを基本とし、大都市特有の多様なニーズに応える。(定員20人～120人、うち0歳～2歳を1/2以上) B型は、保育室制度からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を目指す。(定員6人～29人、0歳～2歳)
0歳児保育	0歳児枠がない保育所がある。	0歳児保育を必ず実施することにより、都民のニーズに応える。

<sup>21</sup> とうきょう福祉ナビゲーションより作成

[http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/tokushu/ninsyo/ninsyo\\_02.html](http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/contents/tokushu/ninsyo/ninsyo_02.html)

<b>規模面積</b>	0歳児・1歳児の一人当たりの基準面積が3.3m <sup>2</sup> 必要。	弾力基準として0歳児・1歳児の一人当たり基準面積を2.5m <sup>2</sup> まで緩和する。
<b>保育料</b>	区市町村が徴収。	認証保育所が徴収する。なお、料金は認証保育所で自由に設定できる。(上限あり)
<b>申込方法</b>	区市町村に申込む。	利用について認証保育所と保護者の間で直接契約。
<b>改修経費の補助</b>	株式会社を対象とする補助制度なし。	A型のうち駅の改札口から徒歩5分以内のものについて、改修経費を補助。
<b>開所時間</b>	11時間を基本とする。	すべての保育所に13時間以上の開所を義務づけている。これにより、二重保育の解消につながる。
<b>サービス内容の説明</b>	サービス内容についての説明義務は特に定めていない。	各認証保育所で、契約時に保護者へ「重要事項説明書」を渡し、サービスの内容や施設の概要、事業者の概要等を説明することを義務づける。
<b>利用者・都民に対する周知</b>	認可保育所に対して設置認可書を交付しているが、掲示することを義務づけていない。	各保育所で、利用定員や開所時間等サービス内容を明記した「認証書」と基準に適合しているという「適合証」を玄関付近等利用者の見やすい場所に掲示することを義務づける。

## 第4項 参入促進に必要な条件・改善策

本章ではこれまで企業による認可保育所参入を困難とさせる要因を述べてきた。では、参入を促進するために必要な条件とは何か。井上(2006)のアンケート調査結果によると、企業参入を促進するための具体的な条件として、まずは既存園の運営にあたり、質の高い保育を安定的に供給し、利用者や保護者の信頼を獲得することが重要であると回答をした企業がほとんどだった。そして、質の高い保育を実践するために多くの企業が求める条件として、人材の確保と育成を挙げている。また、剰余金の使途制限の緩和・撤廃等、株式会社を考慮した制度づくりを求める意見も多い。さらには、子どもを社会全体で守るという世間の大きな意識が必要、バウチャー制度や直接契約性導入後、制度改変が必要と回答する企業もあった。



## 第2節 参入企業に対するアンケート調査

第1節では、井上（2006）をもとに参入を阻害する要因を挙げた。しかし、先行研究では、企業の参入障壁が明らかになったが、それを解決するために企業がどのような政策がとられると参入しやすいか、また運営しやすいかという点は明らかにされていない。そこで、本稿では保育所事業に参入している企業に、どうすれば参入が促進されるかというアンケートを取り、そのアンケートをもとに政策提言することとする。アンケートのオリジナリティーとしては、先行研究では明らかにできなかった「企業が認可保育所運営に参入するために望む施策」を明らかにすることである。

### 第1項 アンケート調査の内容及び結果

アンケートは、10月下旬に表3-2の企業に郵送した。項目については、補足資料2を参照されたい。アンケートに回答していただいた企業が匿名を希望されたので、アンケートに回答していただいた会社名については本稿では言及しないこととする。アンケートの回答をまとめたものとしては以下の通りである。

**質問. 認可保育所に参入してよかったと思うか。利益が出にくいと言われているのになぜ参入されたのか？**

- ・ 参入の背景としては、株式会社だからこそできる保育所運営を実現し、従前の閉ざされた保育所業界に風穴を開け、業界を変革していきたいというトップの思いが強くあったため。また認可保育所の運営ノウハウは他の認可外保育所の運営へ活用できる部分もあり、更なる弊社保育所の質の向上につながっている。
- ・ 利益が出る構造になっていると思う。また、認可園開設にあたっては、営業努力や工夫によって、負担を少なく開設することが出来る。

**質問. 利益分配制約が参入障壁となっているというが、将来的にどのような利益分配政策がとられれば、望ましいですか？**

- ・ 現行の制度は企業が保育所を運営する上で、非常に運営しづらい。現在は他の保育所にも分配できない制約があるので、不都合を感じる。
- ・ 自治体から補助金をもらっているので、保育事業以外に転用するのは論外だが、同じ保育事業に使うのは妥当と考えるので、制度を改変すべきである。
- ・ 効率的効果的な運営を行うことで、自治体直営や社会福祉法人が運営する認可保育所に比べて「利益」＝「余剰」は出ているが、現状の仕組みではそれを例えば全社で管理する研修等に回せないため、意味のない努力となっているため、インセンティブが少ない。
- ・ 現場で得た適切な利益を本社部門へ還元し、全社レベルでの保育の質向上につながるようにして欲しい。



- ・ 単園ごとに収支把握する上では、それぞれに口座を開設し管理するのは当然だと思う。ただ、保育事業という大枠でとらえ、利益を分配できる方が望ましい。

**質問.** 現在、社会福祉法人与株式会社では、税制面で、社会福祉法人が有利な税制になっていますが、どうあるべきだと思いますか？

- ・ 社会福祉法人は税制面で優遇を受けているが、株式会社は会社であり、社会福祉法人とは設立目的が異なる。よって、株式会社には優遇税制を実施するべきではない。
- ・ 株式会社は株式会社として税金を取るべきである。
- ・ 税制については現在のままでよい。
- ・ 国は株式会社にも門下を開いたのであれば、これまでの運営体系だけではなく、企業の運営体系も理解し受け入れる体制を整えるべきであると思う。

**質問.** 国・自治体からの補助金に関して、運営面でどのようなところを補助してもらえれば、運営しやすいですか？

- ・ 補助金として、使える金の額が社会福祉法人とは差がある。税制はこのままでよいので、社会福祉法人との補助金格差を是正して欲しい。
- ・ 建設費用の有無、補助金の額等、社会福祉法人との差が気になる。企業運営の保育所は利益を追求すると思われがちだが、そうではない。社会福祉法人にも良い保育所、悪い保育所はあるし、株式会社でも同様に立派に運営しているところはたくさんある。
- ・ 保育所設立には資金と同様に、場所の問題もある。場所の確保に関して自治体の協力が得られれば保育所の設立は進む。
- ・ 補助金の是正は、保育士の賃金格差是正につながる。この補助金の差があるから、保育士を安く雇わざるを得ない。
- ・ 東京都の場合、都加算が支給されない等、株式会社参入を認めているとはいいいながらも実際は大きな差があり、改善を希望している。
- ・ 都心では賃料が非常に大きな負担となっており、賃料補助の増額を検討してもらいたい。  
また、柔軟な保育を行うために「保育士」資格保有者に限定することなく、幼稚園教諭や小学校教諭、芸術や体育等の専門分野のスキルを持った人材等、様々なスタッフを配置できるようにし、そこに補助金を拠出して欲しい。
- ・ 現状でも比較的満足しているが、建物の賃料補助が大きくあると助かる。首都圏で、駅前で運営するとなると、賃貸物件の場合は、非常に高価な家賃がかかる。

質問. 株式会社が設立した保育所として、他の保育所とは違う特色はありますか？  
また規制が厳しく、特色を出しにくいという意見がありますが、どのような規制があるのですか？

- ・ 休日保育・延長保育の充実等を心がけている。
- ・ 一見他の保育所と差がないように思われるが、教育理念が違う。企業ごとに理念があり、それが他の保育所と差になる。また保育士の教育、保護者との関係を大切にしている。
- ・ 独自の社員研修制度（社内、社外、海外）による保育スタッフの資質向上。  
ISO9001を取得、安全管理を徹底して実施している。  
バイリンガル保育等、保護者の要望を取り入れた保育内容。
- ・ 「食育チーム」「看護師チーム」等専門集団による各保育所のサポート、他園との交流（スタッフの交流と切磋琢磨、お子さまの合同保育・合同お泊り保育の実施等）による保育の活性化。
- ・ 規制の面では、延長保育や一時保育等、他の園では実施していることも、「補助金が見つからない」ため認可保育所では運営していないという例等がある。
- ・ 保育の様子を保護者がPCや携帯から見ることができるWEBカメラのサービスを以前より標準サービスとしている。その他保育マニュアル等もオリジナルのものを使用している。
- ・ 当社運営園は認可・認証・認定等、様々な形態で様々な地域で運営していることから、各所の情報を共有することができる。株式会社だからこそできる強みだと思う。

質問. なぜ私立保育所では、保育士が頻繁に代わるのですか？ベテラン保育士が少ないと言われていますが、そのことについて、弊害または保護者の方からの苦情はありますか？

- ・ 業界全体としての低賃金。
- ・ 長時間・休日出勤等、自らの結婚子育てとの両立が難しい。
- ・ 年齢について要望を出してくる保護者もいるが、年齢よりも保育スタッフの資質が重要であると多くの保護者は理解してくれており、大きな問題にはなっていない。

- ・正直職員定着率は問題となっている。当然 20 代の保育士が多いと結婚や出産のため退職する率は高くなる。確かにお子様や保護者に対し不安を与え、期中に担任が辞めるという事態はあまりあってはならない事である。  
ただし、ベテランばかりの園も良くはない。新人・中堅・ベテランがバランスよく配置され保育をできる園が良い園だと考え、実践している。

以上のような結果となった。

## 第 2 項 アンケート調査結果のまとめ

### 1. 制度面の障壁

制度面では利益分配制約緩和と補助金是正の政策を必要と考える。

まず利益分配制約では、保育所の収支を把握する上では、別の口座を開設するのは当然であるが、保育事業全体でとらえ、利益分配できるような制度にしたほうが良いという意見が多数見られた。多くの企業が保育所間で利益を分配できないことに不都合を感じていることがわかる。

次に、税制面である。前にも述べたとおり、社会福祉法人は優遇税制が行われており、企業も保育事業に関しては優遇税制を実施してほしいという結果が予想されたが、アンケートの結果企業は、税制に関しては現在のままでよいという見解を持っていることが判明した。理由は、社会福祉法人とは設立目的が違う・株式会社は会社であるためという意見が多数であった。

最後に補助金に関しての政策である。先行研究でも、補助金のあり方について見直しを求める企業が多かったが、具体的にどのような補助を望むかは、先行研究では具体的に示されていなかった。今回のアンケート調査により、企業が望む補助金のあり方が明らかになった。まず、使える補助金の額が社会福祉法人とは差があるので、これを是正してほしいというものであった。保育所の建設費用に対して、社会福祉法人では建設費用の 4 分の 3 の補助金がもらえるが、株式会社では一切の補助金が出ない。これの是正を訴える企業が多かった。また国・自治体からの補助金の額も社会福祉法人とは差があり、これを不満とする企業も見られた。一時保育や延長保育には補助金がつかず、実施することができないという意見もあった。このほかにも東京都の場合、社会福祉法人では都加算金という補助がもらえる一方、株式会社に対しては都加算金が下りない事に対する不満もある。これらのように、企業は税制にではなく補助金に対して、制度の是正を求めていることがこのアンケートから明らかになった。

これらの結果から、企業は現在の制度から、利益分配制約・補助金格差の是正を望んでいることがわかった。そこで私達は、これらについて政策提言を行う。

### 2. 環境面の障壁

次に、環境面の政策である。依然として、株式会社が運営する保育所に対して世間の目は冷たいものがある。例えば、私立保育所は利益を追求する・保育サービスの質が低い等の意見である。また、私立保育所だということで、公立保育所よりも値段が高いという誤解も未

だにある。これらの誤解をなくし、私立保育所のサービスを保護者に知ってもらえるよう、政策提言を行う。

私立保育所は公立保育所に比べ、サービスの質が低い意見があると述べたが、アンケートの結果からは各企業が、安全・安心した保育所を運営しようと努力している様子がうかがえる。運営企業により取り組みが異なるが、ISO9001の取得・WEBカメラサービスの実施というように独自のサービスを導入している企業も多い。

また、質を高めるために、独自の保育士研修制度を行っている企業も見られる。このほか、保護者の要望を取り入れたサービスの実施等、公立保育所に比べて、サービスの幅が広がっている。自治体からの理解を得られていないことも問題点である。実際に自治体が株式会社の参入を認めていない地域も未だにあり、これが株式会社運営の保育所が浸透しない一因と考えられる。例えば、福岡市では認可保育所の内、9割が民間保育所であり、コスト削減を狙い、公立保育所の民営化や民間に保育所を作るための土地を貸し出す等民営化を積極的に進めている。大阪市でも民間委託で浮いた財源を使い、子育て相談センターの拡充を進めている。

### 第3節 保育所訪問調査

私達は、2008年11月11日、株式会社の運営する保育所に訪問調査を行い、園長から話を伺った。保育所名に関しては、匿名を希望されたので、保育所名・運営会社名は言及するのは控えることとする。この保育所では、保育所運営について、保育所を利用する保護者に関することを中心に話を伺った。

まず、運営については他の認可保育所と特に違うことは実施していないが、「空間・人・時間」に力をいれ、特に空間について工夫している。これは子どもが安心して生活できる環境を作るためである。研修制度については、月に1・2回、私立保育連盟の会議に参加し、同社が運営する保育園の保育士を集めて研修を行っている。積極的に情報交換を行うことで、より良い運営を目指しているという。保護者の反応については、満足度は高く、特にサービスに対する苦情はないとおっしゃっていた。これは保育士が信頼されていて、また子どもと接する際に子どもの気持ちになって、子どもがどう思っているかを読み取る保育を心がけてきた結果と自信を持っておられた。同保育園では、基本的には若い保育士が中心であるが、ベテラン保育士を増やして欲しいという希望はないとのことであった。

園長が終始強調していたのは、子どもを商売の道具にしてはいけないということである。株式会社運営の保育所だからといって、利益を重視しているつもりは全くなく、現場は現場で子どもに対して何が出来るかを念頭に置き運営しているとのことであった。世間では、私立保育所は利益を追求する・質が低いという偏見があるが、この保育所では全くそのようなことは感じなかった。

このように、企業の参入を進めるには、規制の緩和・環境面の整備が不可欠であると考えられる。この視点から第5章で政策を提言する。

## 第5章 政策提言

### 第1節 社会福祉法人との補助金格差の是正

多様な保育所運営主体の参入を促すために行われた近年の規制緩和策のうち、保育士の配置や施設面積等に関する最低基準の緩和は、行政サイドの負担軽減のみをもたらし、新規参入を促進する効果はほとんどなかったように思われる。先行研究である井上（2006）の企業へのアンケート調査や周・大石（2005）からも明らかであるように、民間企業が保育サービス市場への参入をためらう理由は、主に利益分配制約と財産処分制約によって運営費の自由な処分ができないことと、立ち上げ費用への公的補助がないことの2点である。このことは、担い手の属性に関係なく、保育ビジネスの量的拡大には国・自治体による補助が不可欠であるという冷徹な事実を示している。公的な補助無しでは運営がままならないのであれば、保育所の民営化を行う意味はないのではないかと、思える。しかし私たちは、保育所には有益な外部性があると考え、この疑問を解決する。保育所とは就学前の子供に対し、児童福祉施設最低基準及び保育所保育指針に基づき「健康」、「人間関係」、「環境」、「言語」、「表現」の5領域を根本に生きる力を育てる施設であり、社会性や、他者とのコミュニケーション能力を身につける上で重要な役割を果たしている。この時期の良質な育児環境が児童の人格形成に影響を与え、将来安定した社会の基盤になり、結果社会的に有益な影響を及ぼす。日本の将来を形成していく子供は社会全体の財産であり、これを私たちは次世代人的投資の基礎として位置づける。この保育所の外部性を考えれば、これまでの認可保育所制度のように、これからも適切な設置基準や人員配置等について示し、それと同時に保育コストの一部を補助金として公的に負担することには社会的意義があるといえる。

### 第2節 利益分配制約の是正

現在、株式会社が設立した保育所では、国や自治体からもらった運営費及び運営の結果生じた剰余金には使途制限がある。それは、ある保育所であげた利益はその保育所以外へ投資してはならないというものである。利益を同社運営の他の保育所に使用し、配当や役員報酬に使用することは禁止されている訳ではない。しかし、配当や役員報酬、別の保育所への投資を行えば、民間施設給与等改善加算費の享受がなくなってしまう等、利益処分について厳しい制約がある。民間施設給与等改善加算費とは、ベテラン私立保育士の給与の公民格差を是正するために、経験年齢に即した給与を支払うための補助金である。これは、私立認可園を運営する企業にとって大きいもので、これがないと実質的な運営ができなくなると言われている。

しかし、民間施設給与等改善加算費や運営費等の補助を受けていることを考えればこのような規制も当然と考えられるが、配当や投資を行うことが企業の本質であって、それを禁じ

ていることはおかしいと思われる。そこで、更なる企業参入の促進のため、部分的な緩和を行うことを提言する。それは、保育所であげた利益を同社が運営する他の保育事業全般までには使用することが出来るようにするということである。この利益分配制約の緩和によって、利益をあげた保育所から同社の他の保育所等保育事業サービスの向上のために使用すれば、他の保育事業サービスの質の向上も見込め、そのことによって企業の利益もアップすると思われる。そのように利益を転用し、更なる利益をあげることが出来るような魅力的な市場とすることで、更なる企業参入が生じるであろうと考える。

### 第3節 株式会社保育所に関するガイド創設

1998年の児童福祉法改正により従来の措置制度が廃止され、利用者による保育所の選択が可能となった。しかし保護者にとって、保育所を選択する際に必要な情報が十分に提供されているとは言い難い。また、保護者は保育所の質や効率性に関してきちんと認識しておらず、保育所を選ぶ際にイメージが先行してしまっている可能性が高い。特に、株式会社による保育所運営に対する世間の反対は依然として多く、その一背景として、利用者にとって株式会社保育所に関する情報が少ないことが挙げられている。例えば、民営化されたということで保育料が上がると勘違いする利用者も多く、それが保育所民営化に対する反対意見へと直結する場合もあるようである。保育所を運営する株式会社にとって、利用者の信頼を得ることが大きな意味を持つ。そのためには、民営化に対する利用者の偏見や料金体系等への誤解を無くし、私立認可保育所としての公立認可保育所に劣ることのない安定した保育サービス、株式会社が運営主体だからこそ実現できる特徴あるサービス内容等を、利用者へ伝えることが有効になってくる。そのツールとしての役割を担うひとつとして、既存の「第三者評価機関」が挙げられる。第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業である。これは、各事業者によるサービスの質の向上に係る取り組みを促進し、保育所と保護者における情報の非対称性を解消するために重要な制度だと考えられている。利用者にとって最善の選択を促し、保育所にも公平な競争原理をもたらすという点からも、第三者評価は保育事業において必要不可欠だと言えるだろう。訪問した株式会社保育所で質問した際にも、第三者評価機関のメリットとして、「保育士の意識改革につながり、保育所運営の方向性を定めることができる」等の意見を得られた。実際、ほとんどの保育所が第三者評価を利用している。しかし、その評価結果の公表方法は各第三者評価機関のホームページにほぼ限定されており、利用者が確実に目にする情報とは言えない。

そこで私たちは、認可保育所における第三者評価機関利用の義務付けを提言する。現在第三者評価機関を利用する保育所は、ある程度の評価が見込まれるという自信のある保育所が多いと言え、利用者がすべての保育所を対象に比較検討できるという点では、十分な情報とは言えない。そこで、市町村の判断で最低1つ以上の第三者評価機関を指定し、そこでの評価を義務付ける。加えて、第三者評価結果を含めた様々な情報を提供するため、情報更新が容易であるウェブ上での株式会社保育所に関するガイド創設を提言する。株式会社保育所に関する情報収集は、運営主体の各株式会社のホームページを閲覧するのが最も確実な方法ではあるが、最初から公立認可保育所に限定している利用者は、自らそのような情報収集を行おうとはしないであろう。そのような人々に、株式会社保育所の存在を認識させるためにも、各自治体ホームページの保育に関するページからリンクできる仕組みを整備する。リンク先は、個性あふれる各株式会社のホームページと市町村が指定した第三者評価機関のホームページである。これを利用した検索過程において、利用者が保育所運営主体としての株式会社を知り、興味を持って理解を深めることを狙いとする。

最終的にどの保育所を希望するかは利用者次第であるが、株式会社保育所を選択肢の一つとして利用者が認識することが民営化を進める上での前提となると考える。情報を発信する場を設けることは、経営側にとってもより充実したサービス提供に向けての刺激にもなるだろう。このように、株式会社と利用者の双方が有効活用できるガイドの必要性というものは、今後大きくなると予想される。

## おわりに

---

保育所に大きな変化が起きている。私立保育所の数が公立保育所の数を上回ったように、近年の自治体のコスト削減、または株式会社の保育事業参入等により、公立保育所から私立保育所設立という流れが起きている。

本稿では株式会社の保育事業参入を促進することを目的として、参入企業へのアンケートにより、あるべき制度の姿を検討してきた。今後私たちが提案した政策が実現されることで、よりいっそう民間認可保育所が増え、待機児童問題が解決に向かい、また保育所のサービスの幅が広がることで保育所の可能性が広がることが望まれる。

また今回の調査により、それぞれの株式会社が独自の取り組みとして、ISO9001 の取得による安全管理の徹底や独自の研修制度等により、創意工夫していることがわかった。これらにより、保育所の質がより向上し、子ども・保護者にとっても安心・安全な保育所が増えることを期待する。

2008年10月、「ハッピースマイル」という名称で保育園を運営してきたエムケイグループが経営難を理由に保育事業から撤退した。最終的には、譲渡先企業が見つかり、事なきを得たが、このようなことはあってはならないことである。運営企業は、子どもを預かっているということを念頭に置いて、運営してほしいと心から思う。

最後に株式会社の保育事業参入を進めるには、制度面の改正・自治体の理解・保護者や地域社会の理解と協力がかせない。会社も未来の財産である子どもを預かっているのだということを常に念頭に置いて保育所を運営し、地域社会もそれをサポートしていけるような環境が整うことが必要だ。

私達が提言した政策が実現され、株式会社の新規参入が進み、待機児童問題が少しでも解消されることを願っている。



## 補足資料 1

### 補足資料 1-1 企業参入を阻む要因

ベネッセスタイルケア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者の理解が得られない</li> <li>2. 自治体の方針</li> <li>3. 社会福祉法人の影響</li> <li>4. 赤字運営でも退出しにくい</li> </ol>
ピジョンハーツ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 参入数を増やしにくい</li> <li>2. 優秀な保育士の大量確保は困難</li> <li>3. 規制が厳しい</li> </ol>
日本保育サービス	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 既得権益を守ろうとする社会福祉法人の猛反対</li> <li>2. 共産党員の反対</li> <li>3. 企業排除という自治体の反対</li> <li>4. 利益分配制約や補助金の反対</li> <li>5. ノウハウがない大手でないと厳しい</li> </ol>
ニチイ学館	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給与の公民格差</li> <li>2. 保護者の反対</li> <li>3. 企業運営に対する懸念</li> </ol>
プロケア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉法人前提の社会構造</li> <li>2. 企業運営に対する反対</li> <li>3. 共産党の反対</li> <li>4. 利益分配制約や補助金の反対</li> </ol>
A社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業が儲からない仕組み</li> <li>2. 社会福祉法人の反対</li> <li>3. 共産党の反対</li> <li>4. 実績がないと厳しい</li> </ol>
B社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実績のない企業が入れない</li> <li>2. 自治体の運営方針</li> <li>3. 保護者の反対が根強い</li> <li>4. 社会福祉法人と共産党員の反対</li> </ol>
C社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利益分配制約や補助金の問題</li> </ol>
ポピンズコーポレーション	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業運営のイメージが悪い</li> <li>2. 自治体の方針</li> <li>3. 規制が厳しく、特色を出しにくい</li> </ol>

## 2-2 今後の傾向と企業の促進が進む条件

ピジョンハーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定のスピードで参入は進む</li> <li>・時間をかけて良い保育運営をして実績をすること</li> </ul>
日本保育サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入は進んでいく</li> <li>・認証保育所で実績を作ること</li> </ul>
ニチイ学館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民の給与格差を是正</li> <li>・企業の独自色を出せるような環境作り</li> </ul>
プロケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の信頼を得ていく</li> <li>・第三の人々・評価が必要</li> </ul>
A社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このままでは進まない</li> <li>・利益を得られる仕組みづくり</li> <li>・直接契約制度の導入(バウチャー制度等)</li> </ul>
B社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入は進んでいく</li> <li>・子どもの視点重視し、安定した環境を提供</li> <li>・職員人的投資に力を入れる</li> <li>・バウチャー制度の導入</li> </ul>
C社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参入は進んでいく</li> <li>・利益分配等企業向けの仕組みを作る</li> </ul>
ポピンズコーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質を上げて、評価・信頼を得ること</li> <li>・株式会社を考慮した取り組み</li> </ul>
ワイ・エム・コーポレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保一元化が進む</li> <li>・周りの意識改革が必要</li> </ul>

## 補足資料 2

### 2-1 企業に郵送したアンケート

#### 認可保育所運営企業アンケート

作成：同志社大学経済学部伊多波良雄研究室  
北原絵理・久保仁司・中村豪志・長友未咲・望月浩司

本アンケートは、私たちが論文執筆するにあたり、現在認可保育所に参入されている企業の意見を伺うアンケートです。なお、本アンケートでお聞きしましたアンケートは、ISFJ 日本政策学生会議<sup>22</sup>の政策シンポジウムに提出する論文に使用します。

匿名を希望されれば、企業名はいつさい公表いたしません。また、本論文に関する責任は執筆者一同の責任といたします。

本論文の目的は、株式会社の認可保育所への参入を促進するためには、どのような政策が行われることが望ましいかを調べることです。

どうすれば保育事業に参入しやすくするかを分析することを目的とします。質問は全部で 7 つあります。

わからなければ、回答していただかなくても構いません。

なお、会社の方針がわからなければ、回答者様自身のご意見でもかまいません。

#### 1. 本アンケートを回答するにあたり、匿名を希望されますか？

横のカッコ内にお答えください。 【 \_\_\_\_\_ 】

ア. 匿名を希望する

イ. 企業名を出してもかまわない

#### 2. 認可保育所に参入して、よかったと思われませんか？一般的に利益が出にくいと思われていますが、なぜ参入されたのですか？

#### 3. 株式会社が設立した保育所として、他の保育所とは違う特色はありますか？

また規制が厳しく、特色を出しにくいという意見がありますが、どのような規制があるのですか？

<sup>22</sup> <http://www.isfj.net/>

4. 利益分配制約が参入障壁となっているといわれていますが、将来的にどのような利益分配政策がとられれば、望ましいですか？

5. なぜ私立保育所では、保育士が頻繁に代わるのですか？ベテラン保育士が少ないと言われていますが、そのことについて、弊害または保護者の方からの苦情はありますか？

6. 現在、社会福祉法人と株式会社では、税制面で、社会福祉法人が有利な税制になっていますが、どうあるべきだと思われますか？

7. 国・自治体からの補助金に関して、運営面でどのようなところを補助してもらえれば、運営しやすいですか？

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 参考文献・データ出典

### 《先行論文》

- ・清水谷諭・野口晴子 (2004) 『介護・保育サービス市場の経済分析』 東洋経済新聞社
- ・塩津ゆりか (2007) 「保育サービスの効率供給性に関する実証分析」
- ・井上敏夫 (2006) 「民間企業による認可保育所への参入促進のための条件整備」
- ・白石小百合・鈴木亘 (2002) 「保育サービス供給の経済分析—認可・認可外の比較—」 日本経済研究センター pp. 307-321

### 《参考文献》

- ・白石小百合・鈴木亘 (2002) 「保育サービス供給の経済分析—認可・認可外の比較—」 JCER DISCUSSION PAPER, No83, 社団法人 日本経済研究センター pp. 307-321
- ・周燕飛・大石亜希子 (2005) 「待機児童問題の経済分析」『子育て世帯の社会保障』 国立社会保障・人口問題研究所編、東京大学出版、2005年、185 - 208 頁
- ・加藤久忠 (2002) 「保育の市場化路線を強引に進める東京都の保育施策」『季刊自治と文献』 NO. 6 p103-110
- ・前田正子 (2002) 「育児と仕事の両立支援と保育」 『子育て支援策の論点』 清家篤・岩村正彦編、社会経済生産性本部生産性労働情報センター、2002年、101 - 115 頁
- ・垣内国光 (2002) 「小泉「構造改革」による保育の民営化、規制緩和」『季刊自治と分権』 NO. 6、p87-96

### 《データ出典》

- ・厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/>、最終アクセス日 11/18
- ・東京都福祉保健局 HP <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/index.html>、最終アクセス日 11/17
- ・保育園を考える親の会 HP <http://www.eqg.org/oyanokai/index.html>、最終アクセス日 11/18
- ・東京都の認証保育所制度について (内閣府)  
[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2007/1205/item\\_071205\\_03.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2007/1205/item_071205_03.pdf)、最終アクセス日 11/17
- ・ベネッセスタイルケア HP  
[http://www2.benesse-style-care.co.jp/bcc/child\\_care/index.html](http://www2.benesse-style-care.co.jp/bcc/child_care/index.html)、最終アクセス日 11/7